

【論点 7】 科学的な鳥獣保護管理の推進について**1. 現状と課題**

平成 11 年に特定鳥獣保護管理計画制度が創設されて以降、科学的・計画的な保護管理が推進されてきたものの、一部の鳥獣や地域においては、被害を軽減するに至っていない。より一層の科学的・計画的な保護管理の推進が必要であるが、事業の実施やモニタリング、その結果に基づく評価等には費用・労力がかかることから、より効率的な方策を検討することが重要である。

2. 検討の方向

- (1) 科学的・計画的な保護管理を効果的に推進するためには、都道府県等において、専門的知見を有する職員が必要である旨の指摘がある。専門的知見を有する職員の育成や活用促進についての方策を検討する。
- (2) 順応的管理を行うためには、分布や個体数等に関するモニタリングが重要であり、より効率的・効果的な情報収集及び評価手法の確立が求められている。捕獲情報（鳥獣種、捕獲数（雌雄別）、捕獲場所、捕獲効率等）の収集や生息状況調査の効率化、情報の簡便な分析方法の提供等についての方策を検討するとともに、調査手法等の全国的な統一を推進することにより、全国の取組の進捗状況等の把握を進めることも検討する。

3. 科学的な鳥獣保護管理を推進するための方策

- (1) 専門的知見を有する職員の育成・活用のために必要な方策の案
 - ・ 研修プログラムの充実
 - ・ 最新情報の定期的な提供
 - ・ 専門職員活用による鳥獣保護管理の成功事例の分析・提供 等
- (2) 情報収集や評価手法の確立のために必要な方策の案
 - ・ 捕獲情報収集システムの開発・運用
 - ・ 効率的な生息状況調査手法、分析手法等の提示

ただし、これらの方策の実現は、地方分権の流れの中での国と都道府県の役割の整理、予算の確保等が課題となる。